

八代広域行政事務組合監査委員公告第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成26年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成27年7月 1日

八代広域行政事務組合監査委員 江崎 眞 通

八代広域行政事務組合監査委員 田 方 芳 信

平成26年度

定期監査報告書

八代広域行政事務組合  
監 査 委 員

## 1. 監査の対象

平成25年度八代広域行政事務組合の財務事務及び一般行政事務の執行及び経営に関わる事業の管理

## 2. 監査の期日

平成26年7月18日

## 3. 監査の方法

今回の定期監査は、財務に関する事務、備品管理、現金の取り扱い及び所管の事務事業の執行が適法、適正に行われているかを主眼とし、事前に提出された関係書類、帳簿、証書類の審査・照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を受け実施した。

## 4. 監査の結果

全般的に財務に関する事務及び所管の事務事業に関する業務の執行及び処理状況等は概ね適正に行われているものと認められた。

しかし、事務の一部について次の(1)から(3)のとおり改善を要する事例が見受けられた。必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を報告いただきたい。また、(4)については今後よりよい方法で事務が行われるよう望むものである。

なお、軽易な事項については、監査時または講評の際に口頭で改善、検討を促しているのでこの報告書では省略した。

### (1) 歳入関係

調定について、適切な時期に計上されていないものがあった。

歳入事務において「調定書」が使用されていないため、計上漏れや収入未済額の把握漏れなどが発生するおそれがある。

「調定書」様式を作成し、歳入事務について、適正な事務手続きを定めていただきたい。

## (2) 備品関係

- ① 平成25年度購入備品について、備品台帳への登録状況の確認を行った際に、未登録や取得金額の記載漏れが見られた。また、備品台帳は手書きとなっており、データ管理がなされていないため、備品種別や品名等の分類による検索が困難であり、備品の把握や利活用ができにくい状況であった。

台帳と現物の照合を行い、データ利用等による適正な備品管理を行っていただきたい。

- ② 公印台帳に八代広域行政事務組合公印規程に記載されていない公印の登録があり、その公印が保管されていた。

台帳抹消及び廃棄の事務処理を行っていただきたい。

・ 消防本部消防総務課長印、事務局庶務課長印 等

## (3) その他

八代広域行政事務組合の条例等について、次のとおり不備が見られた。法令整備を行っていただきたい。

- ① 八代広域行政事務組合監査委員条例に関して

当条例に規定されている監査委員が行う監査等には、地方自治法に規定されている「現金出納の検査」、「決算審査」等が含まれていない。また、監査委員が行う「公告・公表の方法」の規定がない。

- ② 八代広域行政事務組合監査委員公印規程に関して

当公印規程では「監査委員印」のみが規定されている。しかし、地方自治法第199条の3第1項に代表監査委員の規定があることから、監査委員の補助職員の辞令交付の際には「代表監査委員」名において行う必要があるが、「代表監査委員印」の規定がない。

## (4) 退職手当基金積立金の取り扱いに関する要望

- ① 平成26年度から平成31年度の退職手当基金積立計画を見

ると、年度により 20,000 千円または 10,000 千円となっており一定ではない。また、平成 30 年度末の基金残高は、基金からの繰入れを財源としている平成 31 年度の退職手当特別負担金より少なくなっており、適切な計画であるか疑問である。

この積立金の財源は市町の負担金であることを考えると、積立金額の年度間のばらつきは市町の財政計画に影響を及ぼすことから、積立計画を検討していただきたい。

- ② 基金は、基本的には将来の財政負担に備えるために造成するものである。しかし、現状では単年度に積立と同額程度の取り崩しを行う計画となっており、基金としての性格を有するのか疑問である。

基金に積み立てることなく、直接退職手当特別負担金として、各年度支出してもいいのではないかと考える。

基金のあり方について検討していただきたい。

## 5. 意見

八代広域行政事務組合は、ふるさと市町村圏基金活用事業を担務していた事務局が解散し、平成 25 年 4 月から「消防」と「救急」に特化した体制となっている。消防業務、救急業務は、職員の技能・資質の向上と設備の強化が欠かせない。厳しい財政状況ではあるが、住民の安全、安心を保つため、経常経費の節減に努められ、必要な費用については、その確保に努力していただきたい。